

京都市告示第232号

地方税法第20条の5の2及び京都市市税条例第6条第3項の規定に基づき、地方税法等に基づく申告等の期限の延長（平成23年3月30日京都市告示第482号）において別途市長が定めることとされている期日のうち、次の表の左欄及び中欄に掲げる地域に住所を有する個人及び主たる事務所又は事業所を有する法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るもの並びに当該地域に事務所又は事業所を有する者で当該地域に源泉徴収に係る所得税の納税地があるものに係るもの（当該事務所又は事業所における個人の市民税に係るものに限る。）については、同表の右欄に掲げる期限について、平成23年9月30日とする。

平成23年8月22日

京都市長 門川 大作

都道府県名	地域	延長の対象となる申告等の期限
岩手県	盛岡市，花巻市，北上市，久慈市，遠野市，一関市，二戸市，八幡平市，奥州市，岩手郡雫石町，岩手郡葛巻町，岩手郡岩手町，岩手郡滝沢村，紫波郡紫波町，紫波郡矢巾町，和賀郡西和賀町，胆沢郡金ヶ崎町，西磐井郡平泉町，東磐井郡藤沢町，下閉伊郡岩泉町，下閉伊郡田野畑町，下閉伊郡普代村，九戸郡軽米町，九戸郡野田村，九戸郡九戸村，九戸郡洋野町及び二戸郡一戸町	個人の市民税，法人の市民税及び市たばこ税に係る申告等（地方税法又は京都市市税条例に定める申告，申請，請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する行為をいう。）の期限のうち，その期限が平成23年3月11日から同年9月29日までの間に到来するもの
宮城県	仙台市，塩釜市，白石市，名取市，角田市，岩沼市，登米市，栗原市，大崎市，刈田郡蔵王町，刈田郡七ヶ宿町，柴田郡大河原町，柴田郡村田町，柴田郡柴田町，柴田郡川崎町，	同上

都道府県名	地域	延長の対象となる申告等の期限
	伊具郡丸森町，亶理郡亶理町，亶理郡山元町，宮城郡松島町，宮城郡七ヶ浜町，宮城郡利府町，黒川郡大和町，黒川郡大郷町，黒川郡富谷町，黒川郡大衡村，加美郡色麻町，加美郡加美町，遠田郡涌谷町及び遠田郡美里町	
福島県	福島市，会津若松市，郡山市，いわき市，白河市，須賀川市，喜多方市，相馬市，二本松市，伊達市，本宮市，伊達郡桑折町，伊達郡国見町，安達郡大玉村，岩瀬郡鏡石町，岩瀬郡天栄村，南会津郡下郷町，南会津郡桧枝岐村，南会津郡只見町，南会津郡南会津町，耶麻郡北塩原村，耶麻郡西会津町，耶麻郡磐梯町，耶麻郡猪苗代町，河沼郡会津坂下町，河沼郡湯川村，河沼郡柳津町，大沼郡三島町，大沼郡金山町，大沼郡昭和村，大沼郡会津美里町，西白河郡西郷村，西白河郡泉崎村，西白河郡中島村，西白河郡矢吹町，東白川郡棚倉町，東白川郡矢祭町，東白川郡塙町，東白川郡鮫川村，石川郡石川町，石川郡玉川村，石川郡平田村，石川郡浅川町，石川郡古殿町，田村郡三春町，田村郡小野町及び相馬郡新地町	同上

(行財政局税務部税制課)